

新たな沖縄県指定文化財の指定についての報告

文化財課

1 県指定無形文化財（工芸技術）の再指定及び保持者認定、県指定有形文化財（考古資料）の追加指定

令和7年8月28日に開催された沖縄県文化財保護審議会（会長：上原静）の審議・議決を経て、「沖縄陶器」の沖縄県指定無形文化財（工芸技術）への再指定及び保持者認定、「室川貝塚出土品」「阿波連浦貝塚出土品」の沖縄県指定有形文化財（考古資料）への指定とすることが答申された。この結果、公報登載を経て、「沖縄陶器」は、昭和60年に県指定無形文化財が解除となって以来40年ぶりの再指定となり、金城次郎氏に次ぐ新たな保持者認定となる。また、沖縄県指定有形文化財（考古資料）としては、合計4件となる。

2 県指定無形文化財（工芸技術）の再指定及び保持者認定

（1）概要

①指定名称：沖縄陶器

②保持者：島袋常秀

（2）文化財の価値

琉球・沖縄での窯業の歴史は、17世紀初頭から中国・朝鮮・東南アジア・薩摩などから技術を導入し、発展する。1682年には王府の産業振興政策によって、沖縄本島の知花、湧田、宝口の生産地が壺屋にまとめられ、今日に受けつがれる窯業技術を確立していく。

以来、沖縄陶器の技術は壺屋地域を中心に発展し、戦後、読谷や全県下にひろがり沖縄を代表する工芸技術になっている。

その特徴は、近隣諸国の技術を導入してきた歴史背景から、他地域では見られないほど、地方的特色が顕著な製作技術が確立され、加飾技法・製品の種類ともに、多岐にわたっている。

沖縄陶器は、芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著な工芸技術である。

（3）保持者の特徴

「沖縄陶器」は昭和47年11月に県指定無形文化財に指定され、金城次郎氏が保持者に認定された。昭和60年4月に金城次郎氏が国重要無形文化財「琉球陶器」の保持者に認定されたことに伴い保持者不在となったことから、県指定無形文化財としても指定解除となっていた。今回、「沖縄陶器」を県無形文化財に再指定し、新たな保持者を認定することで伝統技術の保存と継承を図る。

島袋常秀氏は、幼少期より父の島袋常恵からロクロ成形を学び、琉球大学において新垣栄三郎氏に師事した。大学卒業後は、金城次郎氏ら壺屋出身の陶工のもとで技術の習得に励んだ。

令和7年第12回教育委員会会議 報告事項（3）

左回転による蹴りロクロの技術を身に着け、釉薬を自作し、登窯による焼成を行うなど伝統的な陶芸技法を継承している。

昭和50（1975）年に独立し、自身の工房を開く。自身の工房において後進の育成に励むとともに、昭和62（1987）年からは沖縄県立芸術大学において教鞭をとり、現在活躍する多くの陶芸家を育てた。現在も自身の工房において、継続的に後進の育成にあたっている。

沖縄陶器の伝統技術を保存し継承していく上で貴重な存在である。



島袋常秀氏（常秀工房提供）



絵付小皿（常秀工房提供）



蠟抜き三彩抱瓶（壺屋焼物博物館提供）

3 県指定有形文化財（考古資料）の指定

（1）室川貝塚出土品

①名称及び員数：室川貝塚出土品

土器 75 点

石器 15 点

石製品 4 点

貝製品 7 点

骨製品 33 点 計 134 点

②所在地及び所有者：沖縄県宜野湾市宜野湾 2－6－1 沖縄国際大学

③文化財の価値：本件は、沖縄国際大学による沖縄市仲宗根室川原に所在する室川貝塚の発掘調査で出土した考古資料である。本遺跡から出土した土器は、遺跡名を冠した室川下層式、室川式、室川上層式として、縄文時代における代表的な基準資料となっている。蝶形骨製品やサメ歯製品など各種素材を用いた製品からは、研磨や穿孔といった製作技術や、内陸部遺跡における漁猟採集の様相、先史文化の精神性が窺える。沖縄の先史時代の研究を大きく前進させた学史上重要な文化財である。

（2）阿波連浦貝塚出土品

①名称及び員数：阿波連浦貝塚出土品

土器 17 点

石器 95 点

貝製品 127 点 計 239 点

②所在地及び所有者：沖縄県宜野湾市宜野湾 2－6－1 沖縄国際大学

③文化財の価値：本件は、沖縄国際大学による渡嘉敷村阿波連浦に所在する阿波連浦貝塚の発掘調査で出土した考古資料である。本遺跡から出土した土器は、遺跡名を冠した阿波連浦下層式として弥生～平安並行時代前半期における代表的な基準資料となっている。上下層の土器に伴うゴホウラ・アツソデガイ・イモガイを素材とした貝輪製作段階の資料は、沖縄と九州地域との貝輪交易を考える上で貴重な文化財である。



室川貝塚出土品（提供：沖縄国際大学考古学研究室）



阿波連浦貝塚出土品（提供：沖縄国際大学考古学研究室）